

(様式第 6 号)

令和 7 年 9 月 12 日

大 阪 市 長

住 所 大阪市中央区西心斎橋 2 丁目 9 番 15 号

(主たる事務所の所在地)

氏 名 御津地域活動協議会

会長 松田 淳一

(地域活動協議会の名称、代表者の氏名印)

大阪市中心区地域活動協議会補助金変更承認申請書

令和 7 年 4 月 1 日付け大阪市指令中市第 15 号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、大阪市中心区地域活動協議会補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定より、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

- ・カー文化・スポーツ「御津ボイストレーニング」を追加

(変更理由)

- ・当該事業について、予算申請後に地域による話し合いのもと、実施が決定したため。

(様式第 6 号)

令和 8 年 2 月 5 日

大 阪 市 長

住 所 大阪市中央区難波千日前 5 番 25 号

(主たる事務所の所在地)

氏 名 河原地区地域活動協議会

会長 長谷川 清和

(地域活動協議会の名称、代表者の氏名)

大阪市中央区地域活動協議会補助金変更承認申請書

令和 7 年 4 月 1 日付け大阪市指令中市第 20 号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、大阪市中央区地域活動協議会補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定より、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

ウ 6. 福祉「女性学級」を中止。

(変更理由)

当該事業について、担い手の高齢化により実施が困難なため、中止とする。

なお、余剰となった補助金については、他の補助事業のうち必要とする事業に流用する。

(令和 8 年 2 月 2 日 運営委員会にて承認)

(様式第 6 号)

令和 8 年 2 月 12 日

大 阪 市 長

住 所 大阪市中央区北浜 1 - 2 - 4

(主たる事務所の所在地)

氏 名 集英地域活動協議会

会長 大橋 達夫

(団体の名称及び代表者の氏名)

大阪市中央区地域活動協議会補助金変更承認申請書

令和 7 年 4 月 1 日付け大阪市指令中市第 2 号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、大阪市中央区地域活動協議会補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定より、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

- ・ カ-文化・スポーツ「まちのコシカケ設置事業」を追加

(変更理由)

- ・ 当該事業について、予算申請後に地域による話し合いのもと、実施が決定したため。

(様式第 6 号)

令和 8 年 2 月 27 日

大 阪 市 長

住 所 大阪市中央区糸屋町 2-2-16

(主たる事務所の所在地)

氏 名 中大江地域活動協議会

(地域活動協議会の名称、代表者の氏名)

会長 富井 俊明

大阪市中心区地域活動協議会補助金変更承認申請書

令和 7 年 4 月 1 日付け大阪市指令中市第 6 号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、大阪市中心区地域活動協議会補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定より、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

「ふれあい運動会」「子ども会フェスタ公演会」事業を中止。

(変更理由)

「ふれあい運動会」は、会場である中大江小学校グラウンドが参加者見込数に対して手狭となり、小学校と開催に向けて調整したが、実施が困難であるため中止とする。

「子ども会フェスタ公演会」は、中大江小学校児童数の増加に伴い、参加者見込数が多数となり、事業実施体制が整わないため中止とする。

余剰となった補助金については、他の補助事業のうち必要とする事業に流用する。

(令和 7 年 12 月 11 日開催の運営委員会にて承認)